

制定：2017年10月 3日  
改正：2024年11月25日

---

---

## マリン・エコラベル・ジャパン（MEL） ロゴマーク使用・管理規程

---

---



一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会

## 序文

本規程は、下図の一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会（以下「協議会」という。）が管理運営する規格・認証スキームであるマリン・エコラベル・ジャパン（M E L）（以下「M E L」という。）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合に、その使用者が遵守しなければならない条件及び使用者がロゴマークを利用する場合の手続き等を定める。



上図のロゴマークは、協議会が所有する商標登録であり、商標法によって保護される。協議会の許可なく、ロゴマークを使用することは許されない。協議会は、付属書②に定めたロゴマーク使用契約を締結する申請者にかぎり、通常使用権を許諾することができる。なお、原則として全ての認証取得者は、協議会との間で付属書②に定めたロゴマーク使用契約書を締結するものとする。

商標登録の詳細は下記の通り。

商標登録 第5140153号（平成20年6月13日登録）

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

区分名	説明	例
【第14種】	主として、貴金属、貴金属製品又は貴金属を被覆した製品並びに一般に宝飾品及び時計を含む。	真珠、宝玉用さんご
【第20種】	主として、家具及びそれらのための部品並びに木材、コルク、葦、藤、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠母、海泡石及びこれらの材料の代用品又はプラスチック製品を含む。	さんご、真珠母（未加工又は半加工のもの）
【第29種】	主として、動物性食品及び野菜その他の食用園芸作物であって食用又は保存用の処理をしたものを含む。	食用魚介類（生きているものを除く。）、加工水産物、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ぶりかけ、なめ物、食用たんぱく等
【第30種】	主として、植物性食品であって食用又は	茶、菓子及びパン、調味料、香辛料、アイスクリ

	保存用の処理をしたもの及び食品の香味を改良するための補助的な材料を含む。	ームのもと、シャーベットのもと、穀物の加工品、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ
<b>【第31種】</b>	主として、食用の処理をしていない陸産物及び海産物、生きている動植物及び飼料を含む。	釣り用餌、食用魚介類（生きているものに限る。）、海藻類、飼料用たんぱく、飼料

注：この分類はニース国際分類に基づく。

### (定義)

- 生産段階認証：マリン・エコラベル・ジャパン（以下「MEL」という。）漁業・養殖認証規格による認証
- 流通加工段階認証：MEL流通加工段階（CoC）認証規格による認証。CoC認証ともいう。
- 認証事業者：MELの生産段階認証（漁業・養殖）、あるいは流通加工段階認証を取得した事業者
- 認証事業者以外の事業者：MELの生産段階認証、あるいは流通加工段階認証を受けていない事業者で、ロゴマークの使用を申請する者。具体的には下記のような事業者が例である。
  - ✓ 慈善団体や教育団体及びその他の非営利の非政府組織
  - ✓ 行政機関
  - ✓ マスメディア
  - ✓ 認証漁業を振興する漁業のマーケティング機関及び代表団体
  - ✓ 出版物の著者、出版会社
  - ✓ 認定機関、認証機関
- ロゴマーク使用者：協議会の許可を得て、ロゴマークを使用する者
- 認証水産物：MELの生産段階認証を受けた水産物、あるいはそれを原料として製造された製品
- 非認証物：認証水産物以外の製品（水産物、非水産物を問わない。）

### 1. (適用範囲)

適用範囲は、全世界とする。協議会は流通事業者または消費者が認証水産物を正しく理解できるよう、また優良誤認等を引き起こさないために次の通り定める。

### 2. (ロゴマーク使用の条件)

#### 2.1. 認証事業者がロゴマークを認証水産物に表示する場合：

- 2.1.1. 認証事業者は、ロゴマークを使用する製品が、認証水産物であることを確實にしなければならない。認証水産物と他の原材料の混合に関しては別途、付属書①で定める。
- 2.1.2. 認証事業者は、ロゴマークを使用する製品が、流通加工段階認証を受けた業者によってのみ、加工および流通されたことを確實にしなければならない。海外の加工流通業者によって、海外において加工・流通が行われた場合でも、当該の全ての加工流通業者が流通加工段階認証を受けていれば、ロゴマークを使用することができる。
- 2.1.3. 2.1.1.および2.1.2.に記載された認証はその有効期間内であることを確實にしなければならない。

**2.1.4.** 認証事業者は、4.1. に定める手続きに従い、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

**2.2. 認証事業者がロゴマークを非認証物＊に表示する場合：**

\* 非認証物の例：登り旗、ポスターあるいはレター・ヘッドなど

**2.2.1.** 認証事業者は、生産段階認証あるいは流通加工段階認証の取得により将来の世代にわたり水産物が最適に利用出来るよう資源や生態系保全に積極的に取り組んでいることを示すために、ロゴマークを使用しなければならない。

**2.2.2.** 認証事業者は、4.1. に定める手順に従い、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

**2.3. 認証事業者以外の事業者がロゴマークを使用する場合：**

**2.3.1.** 認証事業者以外の事業者は、ロゴマークを使用する目的が、協議会の目的と事業に抵触しないことを確実にしなければならない。

**2.3.2.** 認証事業者以外の事業者が、ロゴマークを使用する場合は、4.2. に定める手続きに従い、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

**3. (ロゴマークの使用許諾料)**

**3.1. 認証事業者**

全ての認証事業者は、ロゴマークの使用許諾の対価として、その使用有無にかかわらず、下記に定めるロゴマークの使用許諾料（以下「ロゴマーク使用許諾料」という。）を協議会に納めなければならない。

**生産段階認証（漁業）を受けた事業者**

使用動力船合計総トン数	ロゴマーク使用許諾料（年額・税抜）
10トン未満（含む無動力船、非使用）	3万円
10トン～1000トン未満	5万円
1000トン以上	10万円

**生産段階認証（養殖）、流通加工段階認証を受けた事業者**

生産段階（養殖）	流通加工段階（CoC）	使用許諾料
従業員数	売上高	年額（税抜）
10人未満	単体100億円未満 または 連結200億円未満（※）	3万円
10～100人未満	単体100～300億円 または 連結200～500億円	5万円
100人以上	単体300億円以上 または 連結500億円以上	10万円

※単体、連結いずれかの基準で使用許諾料の高くなる方を適用する。

なお、認証事業者の事業状況や認証商品の取扱高の実態に沿って適用を調整することができるものとする。

注1：生産段階認証および流通加工段階認証の双方を受けた一つの事業者は、生産段階認証のロゴマーク使用許諾料が適用される。（この場合はロゴマーク使用許諾料は重複して発生しない。）

注2：1つの事業者が複数の生産段階認証あるいは複数の流通加工段階認証を取得している場合、使用許諾料は認証ごとに発生するが、上限は10万円とする。

### **3.2. 認証事業者以外の事業者がロゴマークを使用する場合:**

協議会からのロゴマーク使用許諾料に関する通知がない限り、その使用は無償とする。

## **4. (ロゴマークの使用・管理の手続き)**

### **4.1. 認証事業者がロゴマークを使用する場合:**

4.1.1. 認証事業者は、認証機関から認証が発効され、協議会と付属書②に定めるロゴマーク使用契約を締結した時点から、ロゴマークの使用を開始することができる。ただし、商品にロゴマークを使用する際は、付属書③に定める使用連絡書を協議会に提出し、協議会の承諾を得ることとする。

4.1.2. 認証事業者は、本規程及びロゴマーク使用契約に定めるところに基づき、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

4.1.3. 認証事業者は、MEL協議会に対して、ロゴマークを表示して出荷・販売した認証水産物の種類・重量・金額を報告しなければならない（付属書④）。また、生産段階認証取得事業者については、ロゴマークの使用有無にかかわらず、認証対象となる全ての生産重量を報告するものとする。

4.1.4. 認証事業者は、認証機関による年次審査を受けるにあたり、4.1.1.の使用連絡書の提出や4.1.3.の生産重量等の報告を含め、ロゴマークの使用管理が本規程及びロゴマーク使用契約に基づいて実施されていることを確実にしなければならない。

### **4.2. 認証事業者以外の事業者がロゴマークを使用する場合:**

4.2.1. 認証事業者以外がロゴマークを使用する場合は、協議会に「ロゴマーク使用許諾申請書・使用計画書（付属書⑤）」を提出しなければならない。

4.2.2. 協議会は、ロゴマークの使用目的が適当であると判断できる場合は、ロゴマークの使用を許諾する。使用の許諾は5営業日以内に行うものとし、もし5営業日以内に許諾の回答ができない場合は、別途通知を行う。

4.2.3. 認証事業者以外の事業者は、協議会から許諾を受けた段階で、ロゴマークの使用を開始することができる。

4.2.4. 認証事業者以外の事業者は、協議会からの要請があった場合、ロゴマークを使用した製品の見本が完成した段階で、協議会に当該の製品を示さなければならない。

#### **4.3. 認証事業者以外の飲食事業者がロゴマークを使用する場合:**

- 4.3.1.** 協議会は、MEL認証の普及に資すると判断する場合にかぎり、付属書⑥に定めた飲食事業者によるロゴマークの限定使用に関する覚書を締結する飲食事業者に対して、期間および認証水産物の範囲を限定してロゴマークの使用権を許諾することができる。許諾期間は、最大3か月とする。
- 4.3.2.** 本項により飲食事業者がロゴマークを使用する場合、その方法は、認証水産物の調達先、及び生産者が認証取得者であることを伝えるものでなければならない。当該飲食事業者が認証を取得していると誤認し得る使用方法は、これを認めない。
- 4.3.3.** 本項により限定許諾を受ける飲食事業者は、本規程及び当該覚書に定めるところに基づき、ロゴマークを使用・管理しなければならない。
- 4.3.4.** 本項に係る手数料については、認証事業者に対して求める使用許諾料に照らして、甲乙協議の上決定する。

#### **5. (ロゴマークの仕様)**

##### **5.1. ロゴマーク使用者がロゴマークを単独で使用する場合 :**

- 5.1.1.** 認証事業者が水産物にロゴマークを表示する場合、ロゴマークの下部に、認証番号を表示しなければならない。
- 5.1.2.** ロゴマーク使用者は、ロゴマークを使用する場合、地色と明瞭な対比を持たせるようにしなければならない。
- 5.1.3.** ロゴマーク使用者は、ロゴマークを拡大または縮小して表示する場合は、拡大・縮小後の縦横の比率が同じでなければならない。
- 5.1.4.** ロゴマーク使用者は、必要な場合、協議会からロゴマークの画像データの提供を受けることができる。
- 5.1.5.** ロゴマーク使用者は、ロゴマークを他の制度による表示マークと並列して表示することができる。
- 5.1.6.** ロゴマーク使用者は、「ロゴマーク使用ガイド」を必ず参照し、誤用を避けるための注意を払わなければならぬ。

##### **5.2. 認証事業者がMELロゴマークとともにGSSIを併記する場合 :**

- 5.2.1.** GSSI（世界水産物持続可能性イニシアチブ）の広報規定に基づき、認証事業者は、認証水産物の業者向け（B2B<sup>\*</sup>）バルク包装の外梱包に限り、認証番号を付したMELロゴマーク下部に、MELがGSSI承認された水産エコラベル制度（スキーム）であることを示すタグライン（下表）を表示することができる。

日本語	英語
MELはGSSI*承認されたスキームです *世界水産物持続可能性イニシアチブ	MEL is a GSSI*-recognized Scheme *Global Sustainable Seafood Initiative
世界水産物持続可能性イニシアチブはMELを承認しています	The Global Sustainable Seafood Initiative recognizes MEL

\* B2B は Business-to-Business を指し、業者向けあるいは業務用の意味。

- 5.2.2.** 原則として、消費者向け最終包装品の内装または外装に使用してはならない。
- 5.2.3.** 認証事業者は、本項の規定によりGSSI承認のタグラインを表示する場合、4.1.1項と同様に、付属書③に定める使用連絡書を協議会に提出し、協議会の承諾を得ることとする。

附 則

この規程は、2017年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、2018年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、2018年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、2018年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、2019年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、2021年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、2023年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、2024年11月25日から施行する。

## 認証水産物と他の原材料との混合に関する細則

### はじめに

MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）の認証水産物を販売する場合に、消費者が原材料となる認証水産物を正確に理解できるよう、また優良誤認等を引き起こさないよう表示する必要がある。以下は、流通加工段階認証を受けた事業者が、非認証水産物および非認証製品を混合して、認証水産物を含む製品を製造してMELのロゴマークを使用する場合の原則を定める。本細則の適用範囲は、人が飲食する、あるいは塗布等により、人体に使用する製品に関する規定を定める。

### 定義：

- 認証水産物：MELの生産段階認証によって供給される水産物もしくはそれを用いた加工品
- 認証事業者：MELの生産段階認証あるいは流通加工段階認証を取得した事業者
- 非認証水産物：生産段階認証取得事業者以外から供給される水産物もしくはそれを用いた加工品
- 非認証製品：加工の段階で認証水産物と混合される認証水産物及び非認証水産物以外の全ての製品
- 混合：いくつかの水産物、非水産物を混ぜて製造、加工、調理を施し、それ自身が一つの商品というべきものであり、新たな属性の付加が生じ、一つの商品としてそのまま飲食、調理が想定されるものを指す。製造、加工、調理工程を経ている故に外見から多くの商品情報が必要となる。
- 組み合わせ・盛り合わせ：いくつかの水産物を単に組み合わせたり、盛り合わせただけで、それ自身が一つの商品というよりは、各々の食品が独立した形態を保ち、バラバラに飲食、調理が想定されるものを指す。外見から比較的容易にその食品の情報が得られる。
- ロゴマーク使用者：非認証水産物および非認証製品を混合した認証水産物を、認証水産物として販売する、または、ロゴマークを表示して販売する業者

### 1. 認証水産物と非認証水産物の混合規定（同魚種）

ロゴマーク使用者は、認証水産物と同魚種の非認証水産物を混合してはならない。

### 2. 認証水産物と非認証水産物の混合規定（異魚種）

認証水産物と非認証水産物を混合して製品を製造、加工、調理する場合、原則として製品内に含まれる水産物のうち95%以上が認証水産物であることとする。なお、95%より低い場合、製品内に含まれる水産物の内、認証水産物の魚種名とその割合を表示しなければならない。



「〇〇（魚種名）、〇〇%（割合）」

フォントは MeiryoUI8 ポイント以上を使用し、どの魚種が認証水産物であるかを明示すること。

### 3. 認証水産物と非認証製品（水産物以外）との混合規定

ロゴマーク使用者は、認証水産物と非認証製品（水産物以外）を混合する場合、MEL のロゴマークを但し書きなしに利用することができる。ただし、優良或いはその他の誤認を生じさせないよう認証水産物および混合についての説明をつけることが望ましい。

### 4. 組み合わせ・盛り合わせの規定

「組み合わせ・盛り合わせ」は「混合」の対象外とする。例えば、刺身盛り合わせ、寿司盛り合わせ、海鮮丼、鍋セット、弁当等、鮮魚売場、総菜売場、レストラン、テイクアウト等で提供される場合がこれに該当する。これらの場合、認証水産物を特定して MEL のロゴマークを表示、あるいは MEL 認証水産物であることを表記することができる。包装容器に表示するのが好ましいが、ボードやパネル等に認証水産物であることを消費者に分かりやすい形で記載し、製品に近接した見やすい場所に掲示することも可能とする。

ただし、同魚種の認証水産物と非認証水産物と一緒に組み合わせ、盛り合わせている場合は、消費者に誤認を起こす可能性があるため、これに該当しない。（例 認証と非認証のマダイをセットにした刺身商品）

## ロゴマーク使用契約書

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会（以下「協議会」という。）（甲）と認証申請者 XXXX（乙）は、協議会が管理運営する規格・認証スキームである MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、以下の通り契約締結する。

### （ロゴマークの使用権の許諾）

第1条 甲は乙に対して、ロゴマークの使用について、「ロゴマーク使用・管理規程」に基づき使用権を許諾する。

### （使用権の範囲）

第2条 ロゴマークの使用権の範囲は次の通りとする。

使用期間：対象となる認証の有効期間内（または年月日で表示：○年○月○日まで）

使用対象

（生産段階認証事業者および魚種名）：

（流通加工段階認証における流通・加工の種類）：

### （使用許諾料）

第3条 乙は甲に対して、ロゴマークの使用許諾の対価として、協議会が定める「ロゴマーク使用・管理規程」に定められた使用許諾料を毎年支払うものとする。なお、乙が甲に納付した使用許諾料はいかなる場合においても返金しないものとする。

ロゴマーク使用許諾料（年額・税別）：生産段階認証もしくは流通加工段階認証 ○○万円

（2）使用許諾料とは、乙のロゴマーク使用有無に関わらず、発生するものとする。

### （使用の提示及び商品の適正使用）

第4条 乙は、ロゴマークの使用にあたり、別途定める使用連絡書を商品とともに甲に示すものとする。

（2）乙は、協議会が定める「ロゴマーク使用・管理規程」に基づき、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

（3）乙のロゴマーク使用が下記の状況に該当するとき、甲または認証機関は乙に対して是正を求め、乙はその是正を行わなければならない。

- ロゴマークの信用を毀損するとき
- 第二条に定める範囲以外にロゴマークを使用するとき
- 商品へのロゴマーク使用にあたり、第4条（1）の使用連絡書を協議会に提出していないとき
- 協議会が定める「ロゴマーク使用・管理規程」に沿って使用・管理されていないことが、認証機関による年次審査、あるいは臨時審査において認められたとき

#### **(ロゴマーク侵害行為の対処)**

第5条 甲及び乙は第三者によるロゴマークの侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、甲乙協力して侵害に対処するものとする。

(2) 前記、侵害行為に対する対処、手続きにかかる費用等は、甲乙協議の上定めるものとする。

#### **(契約の解除及び損害賠償)**

第6条 甲又は乙は、相手方に本契約に定める条項違反する行為があったとき、その他の債務不履行があったときは、催告の上、本契約を解除することができる。相手方に破産手続き開始申し立て、民事再生手続き開始申し立てなどの信用不安が生じたときは、なんらの催告なしに本契約を解除することができる。

(2) 甲又は乙は、本契約の不履行等により損害を生じたときは、相手方に対し損害賠償請求をすることができる。

#### **(契約終了後の処理)**

第7条 本契約が終了した場合、乙の在庫商品・包材については、契約終了時から原則3か月に限り、販売することができる。

#### **(書面による変更・解約)**

第8条 本契約を変更するときは、書面によるものとし、口頭での合意は、これを認めない。また、認証機関による審査の結果、認証が中断された場合、もしくは乙の申し出により、認証を中断した場合は、中断した時点で本契約書は解約されたものとする。

#### **(契約期間)**

第9条 本契約の有効期間は契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了までに甲または乙から書面による解約の申し出がないとき、もしくは認証が継続されている場合は、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

以上の通り、契約が成立したので、本書面を二通作成し、甲乙が各一通保有する。

西暦XXXX年XX月XX日

甲)

東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル  
一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会  
会長 垣添 直也

乙)

**※本連絡書はロゴマークを使用する商品毎に提出してください。**

付属書③

## MEL ロゴマーク使用連絡書

年      月      日

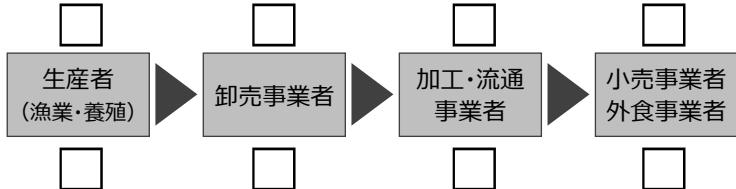
(一社) MEL 協議会 宛

社      名 :

責      任      者 :

MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）の「ロゴマーク使用・管理規程」に基づきロゴマーク使用を以下の通り連絡します。

ロゴマークの使用対象	商品名
販売先	・最終消費者 ・小売店（○○スーパーなど、可能な限り具体名を記載）
販売開始予定	年    月    販売開始予定
販売予定数量	見込まれる年間販売数量
生産段階認証 もしくは 流通加工段階認証	① 対象とする認証水産物（魚種） ② 生産段階認証取得者（認証番号） ③ 流通加工段階認証の取得者（流通・加工の種類、認証番号）
ロゴマーク使用画像	(画像を直接貼付するか、デザインや商品写真を別に添えて下さい)  次のことが識別、確認できるように注意してください。 ・商品の全体像、およびロゴマーク表示箇所 ・表示されている認証番号 ・商品に記載するMELの説明文

トレーサビリティー 自己チェック欄	<p>ロゴを表示する場合には、生産段階までのトレーサビリティーを確実にする必要があります。よって、以下のチェックをお願いします。</p> <p>あなたの生産・流通段階について、□に✓してください。</p> <p>あなたの前の生産者や事業者は、MEL 認証を受けていますか。下段の□に✓してください。</p> <p>(あなたの生産・流通の段階についてチェック)</p>  <p>(生産者にさかのぼり、調達先の MEL 取得を全てチェック)</p>
----------------------	--

付属書④

## MEL ロゴマーク使用状況の報告

年　月　日

(一社) MEL 協議会 宛

社　名：

責　任　者：

MEL (マリン・エコラベル・ジャパン) の「ロゴマーク使用・管理規程」に基づき、以下のとおり、ロゴマークを表示して出荷・販売した認証水産物の種類・重量・金額を報告する。

集計期間	○年○月～○年○月			
認証水産物の種類	魚種	販売重量	販売金額	分類
		トン	円	業務用
		トン	円	消費者向け

※認証水産物の種類（商品群・魚種）別に、まとめて記載すること。

※販売重量の単位はキログラムも可。

※販売重量は、原則、商品の内容量を元に集計すること。ただし、使用原料に歩留りを乗じた推計値も可とする。

※分類には業務用商品／消費者向け最終梱包商品の別を選択すること。

## 認証水産物の生産状況の報告（漁業・養殖）

以下のとおり、MEL 生産段階認証を取得した認証水産物の生産重量（水揚げ時の原形重量・生重量）を報告する。

集計期間（曆年・年度・その他）	○年○月～○年○月
認証対象魚種	
水揚げ重量	トン

※単位はキログラムも可。「尾」とする場合は、重量への換算係数を付記すること。

付属書⑤

## MEL ロゴマーク使用許諾申請書・使用計画書

年　月　日

(一社) MEL 協議会 宛

住 所

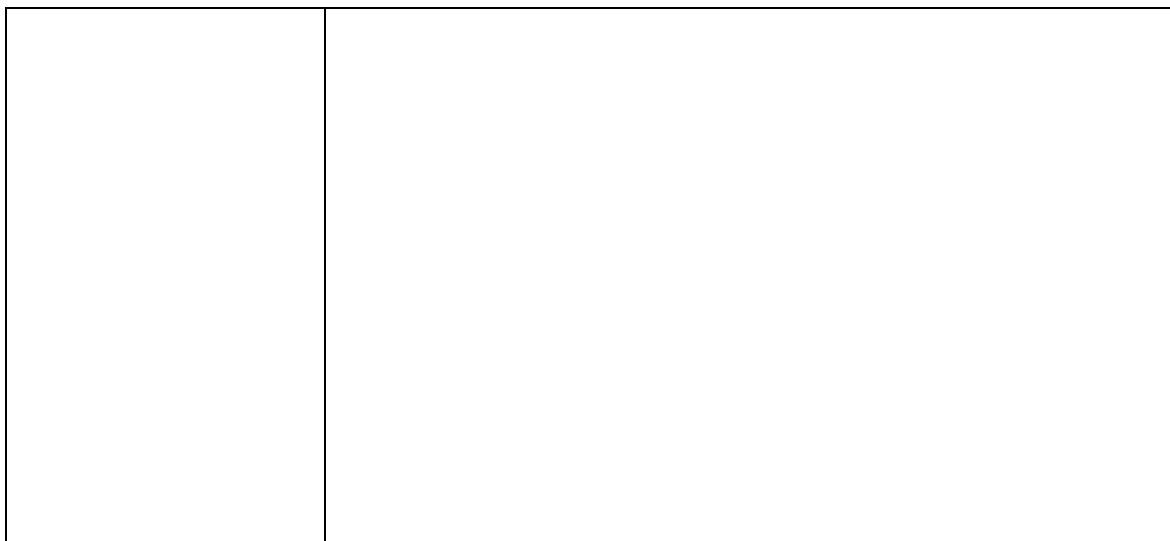
組織名

代表者

印

MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）の「ロゴマーク使用・管理規程」に基づき、以下のとおり、MELのロゴマーク使用許諾を申請します。

担当者氏名	
連絡先	電話 E-mail
申請日	年　月　日
ロゴマークを使用する製品	
使用目的	
製品全体図*	



- \* ロゴマークを使用する製品が出版物の場合：ロゴマークに関わる記載の全体を載せること。
- ロゴマークを使用する製品がウェブサイトの場合：ロゴマークを掲載するページ全体のデザインを載せること。
- ロゴマークをテレビ等の番組で使用する場合：ロゴマークをどのような番組で、どのような文脈で利用するかを具体的に記載すること。

## 飲食事業者によるロゴマークの限定使用に関する覚書

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会（以下「協議会」という。）（甲）と、非認証事業者（ロゴマークの使用者）XXXXX（乙）は、協議会が管理運営する規格・認証スキームであるマリン・エコラベル・ジャパン（MEL）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、以下の通り、覚書を締結する。

### （ロゴマークの使用権の許諾）

第1条 甲は乙に対して、第2条に記す範囲に限定し、「ロゴマーク使用・管理規程」に基づくロゴマークの使用権を許諾するものとする。

### （使用権の範囲）

第2条 ロゴマークの使用権の範囲は、次表の通りとする。

ロゴマークの使用目的	持続的な認証水産物の普及および販売促進
対象とする表示物	メニュー・ポスター・ポップ等の店頭掲示、及び当該商品の販促に係る広報
対象とする認証水産物	魚種 カツオ
	生産段階 ○○漁協
	認証事業者
	MEL 認証番号 MEL-XXX-FXXXXXX
	仕入先 ○○水産
	認証事業者
	MEL 認証番号 MEL-XXX-CXXXXXX
使用場所（店舗名及び住所）	○○食堂（東京都○○区○○1-1-1）
使用期間（3か月を限度）	2025年3月～5月（3か月間）
認証水産物の調達予定重量	200kg
ロゴマークの使用方法	※対象とする認証水産物の調達先、あるいは漁業・養殖業までさかのぼった生産者が認証取得者であることを伝える内容であること。 (別添可)

### （事務手数料）

第3条 乙は甲に対して、本覚書のロゴマークの限定使用に係る手数料として、下記の金額を支払うものとする。

ロゴマークの限定使用に係る手数料（税別）： ○○千円

### （許諾の条件）

第4条 乙は、協議会が定める「ロゴマーク使用・管理規程」に基づき、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

(2) 乙は、前項の他、下記要件を満たさなければならない。

- 第2条で対象となる魚種と同一の非認証水産物が、対象の店舗及び期間で扱われていない。あるいは、物理的・時間的な分離が確実である。
  - 使用場所におけるロゴマークの表示が、対象とする認証水産物のみを指し、他の水産物が認証対象であるような誤認や虚偽表示にあたらない。
- (3) 乙は、甲の求めに応じて、店舗におけるロゴマーク使用状況の確認に協力すること。
- (4) 乙は、甲がそのウェブサイトやSNS等で本覚書に係るロゴマーク使用許諾の範囲（対象とする認証水産物、使用場所、及び使用期間）を掲載する場合、これを認めること。
- (5) 乙は、期間終了時に、実際に調達した認証水産物の総重量を、協議会に報告すること。

#### **(不適正使用への対応)**

第5条 乙によるロゴマークの使用が下記の状況に該当するとき、甲は乙に対して是正を求め、乙は速やかに是正処置を行わなければならない。

- ロゴマークの信用を毀損するとき。
- 第2条の範囲を超えてロゴマークを使用したとき。
- 第4条第1～2項の条件を満たしていないとき。
- 第4条第3項の確認作業や第三者の報告を通じて不適正なロゴマークの使用が発見されたとき。

#### **(覚書合意契約の解除及び損害賠償)**

第6条 甲又は乙は、相手方に本覚書に定める条項違反する行為があったとき、その他の債務不履行があったときは、催告の上、本覚書合意契約を解除することができる。

(2) 甲又は乙は、本覚書の不履行等により損害を生じたときは、相手方に対し損害賠償請求をすることができる。

#### **(合意契約期間)**

第7条 本覚書の有効期間は、第2条に記載された期間とする。

(2) 乙から、使用期間延長あるいは再使用の申し出があった場合、甲乙で協議の上、書面による合意契約を別途作成するものとする。

以上の通り、合意が成立したので、本書面を二通作成し、甲乙が各一通保有する。

年　月　日

甲)

東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会

会長　垣添 直也

乙)